

平成二十七年二月五日提出
質問第四七号

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引き上げの担保に関する質問主意書

提出者 山井和則

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する質問主

意書

政府が作成した平成二十七年度予算案によれば、介護報酬はマイナス二・二七パーセント、障害福祉報酬は〇パーセントの改定が提示されました。

そこで、以下のとおり質問します。

一 安倍総理は、本年一月二十九日の衆議院予算委員会で、介護職員や障害福祉職員の月給について、「間違はなくそれは一万二千円上がっていく」と答弁されましたが、これは全ての常勤の介護職員や障害福祉職員の月給が一万二千円上がると理解してよいですか。

二 安倍総理の「間違はなくそれは一万二千円上がっていく」という答弁について、月給一万二千円が上がるのは、いつといつの時点の月給を比較して判断しますか。

三 安倍総理の「間違はなくそれは一万二千円上がっていく」という答弁について、月給の手取りの金額ですか、それとも額面金額で判断するものですか。また、雇用主が負担する社会保険料に一部あるいは全部を充当してもよいのですか。

四 安倍総理の「間違いなくそれは一万二千円上がっていく」という答弁は、年収が十四万四千円アップすると理解してよいですか。あるいは、月給を一万二千円上げる一方で賞与をカットすることなどを通じて、年収が十四万四千円が上がらないことはあり得ますか。

五 「間違いなくそれは一万二千円上がっていく」という答弁について、月給が一万二千円上がっているかをどのような方法で確認するのですか。

六 介護報酬および障害福祉報酬の改定の中で、介護・障害福祉職員の処遇改善は、処遇改善加算を通じて実施するという説明を厚生労働省から受けていますが、この処遇改善加算を適用した場合、どのような方法で、月一万二千円の引上げを確実なものとするのですか。また、処遇改善加算を適用したにも関わらず、月給が月一万二千円上がっていない場合は、雇用主に対してどのように対応しますか。

七 処遇改善加算は、全額、一〇〇パーセント、全て賃金引き上げに回さねばならないのですか。

八 処遇改善加算は、介護・障害福祉職員の賃金引上げ以外の、他の処遇改善の用途に流用してもよいのですか。処遇改善加算を適用して得られた、本来は給与に回すべき資金の一部を、職員の健康管理などの処遇改善の費用に充当し、介護・障害福祉職員の月給が一万二千円アップしないことはあり得ますか。

九 介護や障害福祉の施設や事業所の経営実態を踏まえた適切な内部留保額について、厚生労働省は把握していますか。把握しているのであれば、その額を提示してください。

十 安倍総理は、本年一月二十九日の衆議院予算委員会で、「収支差は一〇%ある」「施設側は経営状況がマイナス改定に耐え得る」と答弁されましたが、介護施設の約三割は赤字であり、赤字の介護や障害福祉の施設や事業所もありますが、このような赤字の施設や事業所においても、月給は一万二千円アップしますか。

十一 今回の介護報酬・障害福祉報酬の改定により、大きな施設（事業所）も小さな施設（事業所）でも、黒字の法人も赤字の法人でも、一律にすべて、介護・障害福祉職員の月給が一万二千円アップすると理解してよいですか。

十二 処遇改善加算を利用しない施設（事業所）でも、介護・障害福祉職員の月給は一万二千円上がりますか。もしそうでないなら、加算を利用しない施設（事業所）は、介護・障害福祉職員の月給は、一万二千円上がらないということですか。

十三 今回の処遇改善加算は、何割の施設（事業所）が利用すると推定していますか。

十四 安倍総理は、「非常に小さなところもあります、収支状況が悪いところもあります。そういうところについては実態についてしっかりと説明をしていただくということが必要になってくる」「きめ細かく小さな施設についても我々は目配りをしていきたい」と答弁していますが、小さな施設（事業所）、収支状況が悪い施設（事業所）は、月給が一万二千円を上がらない場合もありますか。あるいは、何らかの特例措置を設けることで、月給を一万二千円上げられるようにしますか。

十五 月五千円程度の定期昇給がある事業所もありますが、一万二千円の月給引上げは、定期昇給分も含まれますか、含みませんか。処遇改善加算の趣旨からすれば、定期昇給以外に、月一万二千円の賃上げと理解してよいですか。

右質問する。